

議事要旨(5) 過年度遡及修正専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）及び中條専門研究員より、これまでの過年度遡及修正専門委員会における検討状況についての説明が行われた。説明の後、主に次のような質疑応答があった。

○重要性の記載について

- ・ある委員から、新たに項を設けて記載した重要性に関する記載について、金額的重要性と質的重要性が同等に記載されているが、この 2 つの場合における取扱いとは異なると考えており、本会計基準のもとで、必ずしも金額的に重要ではない場合には遡及処理を行う必要があるとは考えられないのではないかと意見があった。また、国際財務報告基準等における、重要性と遡及処理の関係について、考え方を確認したい旨の質問があった。これに対して事務局から、例えば、誤謬のケースを考えた場合、金額的に重要であるとともに質的にも重要である場合と金額的には重要でないが質的には重要である場合があり、本会計基準では、その両方の場合をカバーしたいと考えており、これは、米国会計基準の財務会計概念書の記載等を参考にしたものでありまた、金額的に重要ではないが質的に重要な場合についても、会計基準のコンバージェンスを図る観点から遡及処理を求めていく方向である旨の回答があった。
- ・また他の委員から、重要性の判断に関する記載について、重要性の判断は損益だけではなく貸借対照表の資産、負債等への影響やキャッシュ・フローへの影響等も十分に加味されるべきことが明確ではないとの意見があった。これに対して事務局より、表現については、より明確にする方向で検討する旨の回答があった。

○過去の誤謬の取扱いについて

- ・ある委員から、本会計基準案では、比較情報を開示する場合の誤謬の取扱いについて定めるものとし、既に公表された財務諸表自体の訂正期間及び訂正方法は、関係法令に従うものと考えられる旨を記載しているが、財務諸表自体を訂正する場合も本会計基準を適用した情報を開示すべきであり、米国実務においても、そのような対応が行われているのではないかと意見があった。これに対して事務局より、誤謬の取扱いについて、開示制度と会計基準との関係をどのように整理するかによるが、本会計基準案では、比較情報として開示される情報についての修正再表示について定めることを考えており、例えば、金融証券取引法に基づき過年度の財務諸表を訂正するために訂正報告書を提出する場合の開示内容については、本会計基準が公表された後、金融庁において検討されるものと認識している旨の回答があった。また、米国における制度面における取扱いについては今後も調査していく旨の補足説明があった。

○重要な誤謬について

- ・ある委員会から、国際財務報告基準では、「重要な誤謬」を定義しているが、我が国ではその定義を行わないこととした旨の記載について、趣旨を確認したいという質問があった。これに対して事務局より、IAS 第 8 号においては、「重要である」という用語が定義されているが、その内容は IFRS の概念フレームワークや IAS 第 1 号と同じものであるので、誤謬であるからといって特別に重要性に関する定めがなされている訳で

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

はないと解される旨の回答があった。

- ・また他の委員から、IAS 第 8 号において「誤謬」は当期に発見され当期に修正するものであるが、それと区別して過年度の「誤謬」については、「重要な誤謬」を修正再表示する趣旨で「重要な誤謬」が記載されているものと考えられる旨の意見があった。

○前期損益修正項目と修正再表示の関係について

- ・複数の委員から、重要性を考慮した場合、結論の背景で記載を検討している誤謬と修正再表示の関係の記載については再検討すべきであるとの意見があった。
 - ・さらに別の委員から、当該記載は、過年度の誤謬を認識した際の会計処理として、現行の特別損益での処理をせず営業損益等において処理することとなるという趣旨であるから、誤解を招く表現については再度検討すべきであるとの意見があった。
- これらの意見に対して事務局より、表現については再度検討する旨の回答があった。

以 上